

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるかどうか判断することとなる。</u></p> <p><u>(6) その他の留意事項</u></p> <p><u>多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。</u></p> <p><u>このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。</u></p> <p>5 指定療養通所介護の事業</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 設備に関する基準</p> <p>① 利用定員等利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて <u>18 人</u>までの範囲で定めることとするものである。</p> <p>② 設備及び備品等</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者となし人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、<u>利用定員を 9 人として定めている場合には、利用者 7 人、利用者以外の者 2 人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて 6 人を確保するために必要な数とする</u>とともに、利用者の数はすでに 9 人とみなされていることから、これを上限としなければならない。</p> <p>二 療養通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合の取扱いについては、地域密着型通所介護と同様であるので、第 3 の二の二の 2 の (5) を参照されたい。</p> <p>三 認知症対応型通所介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員及び設備に関する基準</p> <p>(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>① 単独型指定認知症対応型通所介護とは、以下の社会福祉施設等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。（基準第 42 条）</p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、その他社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設、又は特</p> | <p>4 指定療養通所介護の事業</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 設備に関する基準</p> <p>① 利用定員等利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて <u>9 人</u>までの範囲で定めることとするものである。</p> <p>② 設備及び備品等</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者となし人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者 7 人、利用者以外の者 2 人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて 6 人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに 9 人とみなされていることから、これを上限としなければならない。</p> <p>二 療養通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合の取扱いについては、地域密着型通所介護と同様であるので、第 3 の二の二の 2 の (4) を参照されたい。</p> <p>三 認知症対応型通所介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員及び設備に関する基準</p> <p>(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>① 単独型指定認知症対応型通所介護とは、以下の社会福祉施設等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。（基準第 42 条）</p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、その他社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設、又は特定施設</p> |

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>定施設</p> <p>② (略)</p> <p>③ 従業者の員数（基準第 42 条）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>8 時間以上 9 時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合</u>にあつては、事業所の実情に応じて、<u>適当数の従業者を配置するものとする。</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 生活相談員（基準第 42 条第 1 項第 1 号）</p> <p>生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。</p> <p>基準第 42 条第 1 項第 1 号に定める「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数」（以下「提供時間帯の時間数」という。）とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とする。</p> <p>例えば、1 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を 6 時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（以下「勤務延時間数」という。）を、提供時間帯の時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時（正午から午後 1 時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は 8 時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p> <p><u>なお、指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも当該利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含まることができる。</u></p> <p><u>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。</u></p> | <p>② (略)</p> <p>③ 従業者の員数（基準第 42 条）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>7 時間以上 9 時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合</u>にあつては、事業所の実情に応じて、<u>適当数の従業者を配置するものとする。</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 生活相談員（基準第 42 条第 1 項第 1 号）</p> <p>生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。</p> <p>基準第 42 条第 1 項第 1 号に定める「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数」（以下「提供時間帯の時間数」という。）とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とする。</p> <p>例えば、1 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を 6 時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（以下「勤務延時間数」という。）を、提供時間帯の時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時（正午から午後 1 時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は 8 時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p> |

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>へ （略）</p> <p>ト 機能訓練指導員（基準第 42 条第 1 項第 3 号）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）</u>とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備に関する基準（第 44 条）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 食堂及び機能訓練室</p> <p>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の機能訓練室等」という。）については、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。</p> <p>（削る）</p> <p>二 設備の共用</p> <p><u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービス</u></p> | <p>へ （略）</p> <p>ト 機能訓練指導員（基準第 42 条第 1 項第 3 号）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師</u>の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備に関する基準（第 44 条）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 食堂及び機能訓練室</p> <p><u>（イ）</u> 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の機能訓練室等」という。）については、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。</p> <p><u>（ロ）</u> 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の機能訓練室等と、<u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。</u> ・ <u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。</u> <p>（新設）</p> |

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>に規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあつては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。</u></p> <p>イ <u>当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</u></p> <p>ロ <u>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。</u></p> <p><u>また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。</u></p> <p><u>なお、設備を共用する場合、基準第 61 条により準用する基準第 33 条第 2 項において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。</u></p> <p>ホ （略）</p> <p>(2) 共用型指定認知症対応型通所介護</p> <p>① （略）</p> <p>② 従業者の員数（基準第 45 条）</p> <p>共用型指定認知症対応型通所介護従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、基準第 90 条、第 110 条若しくは第 131 条又は予防基準第 70 条の規定を満たすために必要な従業者を確保する必要があること。</p> <p>この場合の利用者数の計算に当たっては、3 時間以上 <u>4 時間未満及び 4 時間以上 5 時間未満</u>の報酬を算定している利用者（2 時間以上 3 時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、5 時間以上 <u>6 時間未満及び 6 時間以上 7 時間未満</u>の報酬を算定している利用者については利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とし、7 時間以上 <u>8 時間未満及び 8 時間以上 9 時間未満</u>の報酬を算定している利用者については、利用者数に 1 を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとする。新たに事業を開始等した場合にあつては、利用者数の計算については、第 2 の 2 の (5) の ② のとおりとする。</p> | <p>三 （略）</p> <p>(2) 共用型指定認知症対応型通所介護</p> <p>① （略）</p> <p>② 従業者の員数（基準第 45 条）</p> <p>共用型指定認知症対応型通所介護従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、基準第 90 条、第 110 条若しくは第 131 条又は予防基準第 70 条の規定を満たすために必要な従業者を確保する必要があること。</p> <p>この場合の利用者数の計算に当たっては、3 時間以上 <u>5 時間未満</u>の報酬を算定している利用者（2 時間以上 3 時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、5 時間以上 <u>7 時間未満</u>の報酬を算定している利用者については利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とし、7 時間以上 <u>9 時間未満</u>の報酬を算定している利用者については、利用者数に 1 を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとする。新たに事業を開始等した場合にあつては、利用者数の計算については、第 2 の 2 の (5) の ② のとおりとする。</p> |

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

傍線の部分は改正部分

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>③ 利用定員等（第 46 条）</p> <p>共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員については、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合、共同生活住居ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の場合、施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする。</u></p> <p>共用型指定認知症対応型通所介護事業所における<u>1 日当たりの利用定員とは、共同生活住居、施設又はユニットごとに、1 日の同一時間帯に受け入れることができる利用者数の上限</u>である。したがって、<u>半日しか利用しない者がいる場合は、1 日の利用延べ人数は当該利用定員を超えることもある。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 運営規程</p> <p>基準第 54 条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 営業日及び営業時間（第 3 号）</p> <p>指定認知症対応型通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。</p> <p>なお、<u>8 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、基準第 42 条にいう提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。</u></p> <p>例えば、提供時間帯（8 時間）の前に連続して 1 時間、後に連続して 1 時間、合計 2 時間の延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、当該指定認知症対応型通所介護事業所の営業時間は 10 時間であるが、運営規程には、提供時間帯 8 時間、延長サービスを行う時間 2 時間とそれぞれ記載するものとする。</p> <p>②～⑥ （略）</p> <p>(4) （略）</p> | <p>③ 利用定員等（第 46 条）</p> <p>共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員については、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合、共同生活住居ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の場合、施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。</p> <p>共用型指定認知症対応型通所介護事業所における利用定員の<u>1 日当たり 3 人以下とは、共同生活住居又は施設ごとに、1 日の同一時間帯に 3 人を超えて利用者を受け入れることができないということ</u>である。したがって、<u>半日しか利用しない者がいる場合は、1 日の利用延べ人数は 3 人を超えることもある。</u></p> <p><u>なお、指定地域密着型介護老人福祉施設等において複数の共同生活住居等がある場合については、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等の両方に対して介護を行うのに十分な広さを確保できるのであれば、どの共同生活住居等で受け入れてもかまわない。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 運営規程</p> <p>基準第 54 条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 営業日及び営業時間（第 3 号）</p> <p>指定認知症対応型通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。</p> <p>なお、<u>7 時間以上 9 時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、基準第 42 条にいう提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。</u></p> <p>例えば、提供時間帯（8 時間）の前に連続して 1 時間、後に連続して 1 時間、合計 2 時間の延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、当該指定認知症対応型通所介護事業所の営業時間は 10 時間であるが、運営規程には、提供時間帯 8 時間、延長サービスを行う時間 2 時間とそれぞれ記載するものとする。</p> <p>②～⑥ （略）</p> <p>(4) （略）</p> |